

［大西さとし 市政レポート］ 2026年11月発行 ［No.62］

大西さとし

市政レポート

令和8年度
第5回 9月定例会

HPやFacebookでも情報発信中!!

連絡先 〒760-0080 高松市木太町1849-1-602
TEL 090-8696-1730

←HP Facebook→

Report 報告1

9月定例会（抜粋）質問および答弁の概要

9月4日から25日までの22日間の日程で、令和8年第5回定例会（9月議会）を開会し、令和8年度一般会計補正予算など24議案を可決し、議員提出議案3件、可決し3件を否決したほか、請願1件を可決、陳情1件を否決しました。また、諮問事項6件を承認しました。なお、私自身本議会において一般質問を行い市政について質しました。

高松市防災合同庁舎（危機管理センター）たかまつ防災プラザについて

Q たかまつ防災プラザの利用状況と、より多くの方に足を運んでいただき、市民の防災意識を高め、より実践的な備えを促すために、今後どのように利用者を増加させていくのか

A たかまつ防災プラザでは、避難生活に必要な防災グッズ等の常設展示に加え、南海トラフ地震に関する啓発や、平成16年の高潮被害に関する映像を放映するなど、市民の防災意識の高揚を図れるよう取り組んでいるところである。

また、香川大学と協力し、市民が気軽に参加し、防災・減災について語り合うことができる、まちカフェを毎月開催しているほか、市内の小中学校の児童生徒などによる施設見学に利用している。

今後におきましても、体験イベントや、市民に身近なテーマを題材にしたまちカフェを企画するなど、より多くの方に利用していただけるよう取り組んでまいる。

Q デジタルサイネージを最大限に活用し、避難所におけるプライバシーの確保、ペット同伴避難、障害のある方の避難、避難所でのメンタルケア、小さな子供を連れた避難など、市民が抱く多様な避難生活への不安に応えることのできる展示や体験コーナーを設置する考え

A 避難所における生活の不安を払しょくするためには、避難生活に関する様々な場面における展示の充実等が求められているものと存じる。

一方、たかまつ防災プラザは、職員の常駐が無いことから、常設の展示内容には、一定の制限がある状況である。

このようなことから、市民が抱く避難生活の不安の解消をテーマにしたまちカフェの企画などのほか、**無人で対応可能な体験コーナーや、人々の視覚に訴えることができるデジタルサイネージを活用した映像による情報発信について、財政状況も勘案しながら、導入の可能性について検討してまいりたい。**

自転車の交通安全について

Q 動画やチラシによる広報活動により自転車の交通ルールの理解促進に向けた周知啓発を強化する考え

A 自転車の安全利用のためには、交通ルールの遵守やマナーの向上が重要であることから、本市では、これまで様々な機会を捉えて周知啓発に取り組んできたところである。

このような中、本年4月に、自転車の交通違反に対する青切符制度が導入されるなど、自転車の交通ルールに関し、注目が集まっていることから、これを自転車利用者の交通安全意識を高める好機と捉え、自転車の交通ルール等を掲載したチラシを配布する機会を増やすなど、より多くの市民に自転車の安全利用に関する情報が届くよう、努めているところである。

また、御提案いただきました**動画についても、分かりやすく、伝わりやすい、効果的な手法であると存じますことから、今後におきましては、それらも活用**しながら、自転車の交通ルールの理解促進に向けた周知啓発に、より一層取り組んでまいりたい。

Q 普通自転車歩道通行可標識の認識を高め、当該道路に定められている通行方法が容易に認識できるよう、自転車標識の視界不良や、ピクトグラムによる路面標示の摩耗修繕を計画的に実施する考え

A 本市では、「高松市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車利用の多い中心部における、自転車通行空間の整備のほか、幅員の広い歩道などでは、県警等とも連携し、自転車ピクトグラムなど、路面標示の設置に取り組んできたところである。

こうした**視覚に訴える路面標示等は、自転車の適正な運転を促し、自転車利用者や歩行者の安全確保に、重要な役割を果たしている**ところである。

本市としては、今後とも、**定期的な巡視や県警などと合同で実施している「通学路点検」などをもとに、標識の視認支障の状況や、路面標示の摩耗の度合いのほか、交通量や緊急度などを総合的に勘案し、現地の状況に応じた維持・改善に、計画的かつ適切に取り組んでまいりたい。**

瓦町駅地下駐車場の利便性の向上について

Q 駐車場の利用状況と定期利用の料金メニューを増加させることで、利便性の向上を図る考え

A 駐車場の利用状況であるが、瓦町駅地下駐車場の収容台数は、448台でありまして、**令和7年度の利用率は、12.2%**と、他の市営駐車場と比較して、低い状況となっている。

また、定期利用の料金メニューを増加させることで、利便性の向上を図る考えについてであるが、瓦町駅地下駐車場については、**多様な交通機関が有機的に連携する、交通結節拠点に位置しており、サンポートエリア**

裏面に続きます。

Report 報告2

令和9年9月から中学校部活動は「地域クラブ活動（たかまる）」へ

「部活動」から「地域クラブ活動」へ

●部活動を取り巻く現状

子どもたちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきた部活動ですが、生徒数の減少等によるやむを得ない廃部や、単独で試合に出られない学校が大幅に増えるなど、今後子どもたちの活動の選択肢がさらに少なくなることが危惧されます。また、これまで教員が自身の時間を削り支えてきましたが、全国的に教員不足が深刻化する中で、部活動の仕組みは、徐々にではありますが限界に近づいています。

●「新たな活動」への転換

本市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、令和9年9月より平日・休日ともに、生徒が、地域の方々とともに活動する地域クラブ活動への展開を行います。

「新たな活動への転換」
＝「地域クラブ活動」

地域クラブ活動とは

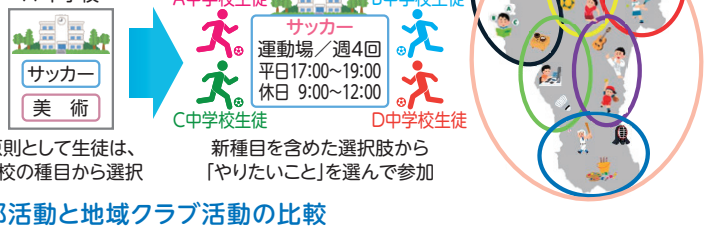
「地域クラブ活動」基本方針

「子どもたちの成長を地域全体で支える」

- **つながる**
 - 中学生だけでなく、小学生から大人まで誰でも、気軽に参加できる
- **ひろがる**
 - スポーツ・文化等の既存の枠にとらわれない、多様な活動の創出
- **かなえる**
 - 子どもたちが活動の主役
 - 子ども自身が「やりたいこと」を選んで活動できる

- 地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、小中学校の施設等を活用し、スポーツや文化活動など、子どもたちに活動の場を提供します。
- 活動団体の指導者は、地域の指導者や希望する教員（兼職兼業）になります。
- 講師料を含め、クラブの運営に必要な最低限の費用は、原則として参加者に御負担いただく予定です。

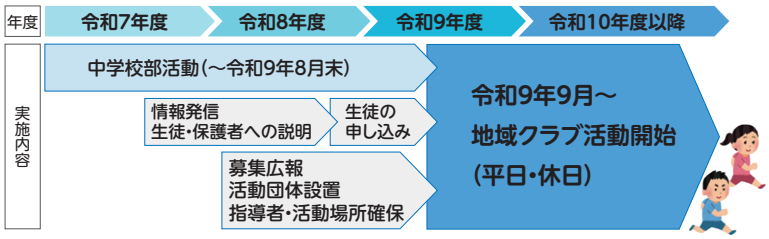
●校区を越えて参加できる地域クラブ活動



●部活動と地域クラブ活動の比較

部活動		地域クラブ活動
学校教育活動	位置づけ	社会教育活動
中学校	運営主体	地域のスポーツ・文化芸術団体など
中学校教員・部活動指導員	指導者	地域の指導者・指導を希望する教員
学校単位	活動単位	特になし
中学校施設・地域施設等	活動場所	中学校施設・地域施設等
スポーツ振興センター	補償	スポーツ安全保険など

●地域展開までのスケジュール



中学校部活動の地域展開について

新たな地域クラブ活動 たかまる

令和9年9月から中学校部活動は「地域クラブ活動（たかまる）」へ

本市では、今後生徒数が大幅に減少することが見込まれ、やむを得ない廃部や、単独では試合やコンクールに出られない学校が大幅に増えるなど、学校単位での部活動の維持が困難になることが想定されています。

また、これまで教員が自身の時間を削り、ボランティアに近い形で部活動を支えてきましたが、教員の多忙化や教員不足が深刻化する中で、部活動の仕組みは限界に近づいています。

国においても中学校の部活動を地域の将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的とした活動です。

スポーツ・文化芸術活動へ展開するガイドラインを策定しており、全国的に部活動の地域展開に向けた取組が進められています。

そのため本市では、令和9年9月より、中学校の「部活動」を新たな地域クラブ活動「たかまる」として地域展開が行われます。

新たな地域クラブ活動「たかまる」は、「高松地域〝まる〟ごとで子どもを育てる」、「関心・期待が〝高まる〟」という思いを込めた愛称であり、少子化が進む中、時代の変化に対応し、

9月1日から9月30日の期間で、「たかまる」の第一次募集を行い、**総数267クラブ**（スポーツ：182クラブ、文化・芸術：85クラブ）の申請がありました。

今後、申請内容を審査した上で、12月には「たかまる」として認定されたクラブが公表されます。また、二次募集も行われる予定です。

このような中、現在、この駐車場の定期利用は、全日、夜間とも、1カ月利用と3カ月利用の、2種類の料金体系となっており、今後、利用者アンケート結果の分析など、施設の指定管理者とも協議しながら、更なる利便性の向上を図られる、料金体系の在り方につきまして、検討してまいりたい。

への自動車流入抑制や、うろつき交通の防止、また、中心市街地の活性化や公共交通の利用促進を図る観点からも、更なる活用を検討すべきものと存じている。

Colum コラム

歩道を走れるのはどんな時？青切符時代の自転車ルール

2026年4月より、自転車の悪質な交通違反に青切符制度が導入されました。歩道走行も取り締まりの対象です。自転車は原則「車道」を通行するのがルールですが、**標識がある場合**や**13歳未満・70歳以上**、道路状況等でやむを得ない場合は例外的に歩道通行が認められます。

ただし、歩道では「車道寄り」を「徐行」し、歩行者の通行を妨げる恐れがある時は一時停止しなければなりません。「歩道は歩行者優先」を徹底し、安全な走行を心掛けましょう。

大西智





「普通自転車歩道通行可」の標識

警視庁HP 自転車の交通ルール

◎次回の発行は2月の予定です。皆さまのご支援、ご協力よろしくお願いいたします。